

**農地等利用最適化推進施策に関する
意見書**

令和 6 年 11 月

砂川市農業委員会

農業は、米や野菜等の食料を生産する国の根幹をなす産業であるとともに、国土及び自然環境の保全や良好な景観の形成、災害防止等の多面的機能を有しています。

しかし、今日の我が国の農業・農村を取り巻く環境は、不安定な国際情勢による肥料、飼料、燃料など生産資材価格の高騰・高止まり、また、農業所得の減少、農業従事者やパートなどの労働力不足、有害鳥獣の増加による農作物被害の増大、遊休農地の増加など、以前にも増して厳しい状況が続いています。さらに、台風や地震などの自然災害に加えて、近年は大雨・暴風が続発しており、農畜産物収量の減少や品質の低下、農業用施設の損壊など、深刻な被害を被っているところです。

こうした中、昨今の世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外市場の拡大等に対応するため、「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年5月29日に成立しましたが、砂川市の農業が抱えている様々な課題は、農業者の今後の農業経営に不安を抱かせております。

特に、日本の少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業従事者の減少は深刻さを増しており、経営資源や農業技術などのノウハウが継承されず、生産基盤の脆弱化が危惧されています。砂川市においても後継者が見つからないまま離農する方が年々増えており、多くの耕作放棄地を発生させる懸念があることから、砂川市農業再生協議会などの農業関係機関が新規参入者獲得に向けた対応などを推進していく必要があります。

このような中、当農業委員会は、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止などを進めるとともに、各生産者団体や関係機関と連携を図りながら、砂川市の農業振興や生産者の健全経営に努め、農業・農村の持続的発展を目指しています。

砂川市におかれましても、農業行政をより一層充実されますよう、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 6年11月 5日

砂川市農業委員会 会長 関 尾 一 史

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手への農地集積の促進

食料の安定供給、美しい農村景観の保全、災害防止機能など、農業・農村が担う多面的機能を維持し、市内の基幹産業である農業が持続的に発展するためには、担い手への農地流動化を促進し、農業経営効率の向上を図るとともに、農地の維持・保全を図る必要があります。

しかし、高齢化と後継者不足に伴い担い手は減少傾向にあり、区画狭小など作業効率の悪い農地は敬遠される状況が見られ、国の施策である「農地中間管理事業」も農地の受け手への支援が不十分であり、新たな耕作放棄地の発生・増加は差し迫った課題となっています。

このようなことから、農地の今後の受け手と出し手を明確化するために地域での話し合いを進め「地域計画」を策定し、次代の担い手へ農地集積の推進をお願いします。また、農地集積における新たな支援策についても併せて検討をお願いします。

2. 新規参入者の促進

農業者の高齢化により担い手が減少する中、新たな農業の担い手となる新規参入者の獲得は農地を維持・保全する上で重要な施策の一つです。

現在、新規参入者の受け入れは、市農政課、農業委員会、市内の指導農業士及び関係機関で構成する「砂川市農業担い手育成センター」において受入支援等を実施しており、平成 30 年度からは「地域おこし協力隊」制度を活用した農業研修生の育成や「北海道新規就農フェア」参加による市内農業のPR、新規就農施策の情報提供等が行われてきました。

今後においても、これまでの取り組みに加え、市内農業の特色を十分にPRできる資材等を活用した積極的な周知や農業後継者以外の新規就農者は、経営開始に係る初期投資資金の確保が難しいことから、就農に伴う農地・施設・機械等の取得にかかる支援の拡充、また親の農業経営を継承し農業後継者となる新規学卒就農者、Uターン就農者に対する支援、地域おこし協力隊や研修生を受け入れる農家に対する支援、国等に対する要請をお願いします。

3. 農地基盤整備の推進

担い手への農地集積が課題となっている中、担い手が拡大する経営地で効率的に作業するためには、機械の大型化やスマート農業の導入に対応した区画拡大、多様な作物生産に対応するための暗渠排水の整備など、農地基盤整備が不可欠です。

昨年度から本格的に推進している西豊沼地区における基盤整備事業の実施にあたっては、引き続き推進協議会を中心に地域の農業者と協議を重ねた上で計画を策定し、早期の実施をお願いします。近年は、原材料費の高騰等により、一人当たりの負担が大きくなっているため、北海道事業の活用に加え、市単独の支援もお願いします。また、地域によっては暗渠排水整備などの小規模基盤整備も必要であるため、市の事業補助の創設や中間管理事業を活用した基盤整備も同時に検討をお願いします。

さらに、袋地地区における灌水事業についても、継続して関係機関との連携等をお願いします。

4. スマート農業の推進

高齢化による農業者の減少、労働者不足が深刻な状況となっており、今後、担い手の経営規模拡大にも支障をきたすことが懸念され、農作業における省力化、軽労化が課題となっています。このような中、ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術やクラウドシステムをはじめとしたICTを活用することにより、農作業の省力化、高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」が注目されています。

スマート農業の実現により、担い手の経営規模拡大が容易となるとともに、労働時間にゆとりが生じ、新商品開発や販路拡大等による6次産業化を積極的に展開することも期待されます。

砂川市でも一定の補助金制度が設けられてきましたが、引き続き調査・研究を進め、農業者への情報提供などスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、スマート農業への取り組みに対する支援の検討をお願いします。

5. 鳥獣被害防止対策の推進・強化

中山間地域のみならず、市内全域でエゾシカやアライグマ等の出没が確認され、有害鳥獣による農業被害は増加傾向にあります。これらは、農業者の営農意欲の低下、耕作放棄地の発生、担い手への農地集積が進まないなどの一因ともなっています。さらに、近年はヒグマの出没が多発しており、農業被害のみならず住宅街の市民生活をも脅かしています。

砂川市では、アライグマ用箱わなの貸与や平成 21 年度からは鳥獣被害防止総合対策事業による電気柵の設置など、被害防止策が進められてきましたが、引き続き効果的な被害防止策を実施してください。また、狩猟免許取得者の負担軽減、若返りのための支援及び有害鳥獣駆除の担い手である猟友会への継続的な支援についても引き続きお願いします。

6. その他

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、不安定な国際情勢や日本の円安等の影響から、化学肥料や生産資材が高騰しているため、対策を講じていただくようお願いします。

また、砂川市の基幹作物であるトマト、ミニトマトの生産現場を中心にパート従業員等含む労働力不足が深刻化しており、規模縮小を余儀なくされています。こうした中、農協では「無料職業紹介事業」や「1日農業バイトデイワーク」等に取り組んでいますが、それでも労働力が間に合わない状況です。砂川市におかれましても農家の負担を軽減できるよう、他業種との連携や人材派遣事業などの仕組みづくり、さらには市職員による副業制度の検討をお願いします。

最後に、農業者にとって、国・道・市等の補助・融資制度は農業経営を継続する上で大変重要であるため、引き続き制度の充実と対象者への周知をお願いします。